

福島県障がい者理解促進活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、障がいのある人もない人も互いを理解し共に暮らしやすい社会の実現を目指すため、障がいや障がい者への県民の理解を促進する民間団体の活動を支援することを目的とし、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者である障がいや障がい者への県民の理解を促進する民間団体とは、共生社会の実現を目的として行われる次に掲げる活動を行う団体（以下「実施団体」という。）をいうものとする。

- (1) 障がいや障がい者への県民の理解を促進することを目的とした事業（講演会、研修会等）を実施する団体

(補助の対象及び補助額)

第3条 前条の団体に対する補助の対象となる経費、補助額は、別表に定めるものとする。

(交付額の算定方法、対象年度)

第4条 補助金の交付額は、次により算出した額を交付する。

- (1) 別表第2欄に定める補助額、同表第1欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入を控除した額を比較して最も少ない額を選定する。
- (2) 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付の対象年度は、当該年度とする。

(補助金の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県障がい者理解促進活動補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類とは、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収入支出予算書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地

方税の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容に変更がなく、かつ補助金の増額を伴わない事業費の20%以内の変更。
- (2) 第3条に掲げる各事業区分内における補助対象経費の費目間の流用で20%以内の増減。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県障がい者理解促進活動補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県障がい者理解促進活動補助金事業完了報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県障がい者理解促進活動補助金事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 補助金収支精算書(別紙3)
- (2) 事業実績書(別紙4)
- (3) 収入支出決算(見込)書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第13条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県障がい者理解促進活動補助金交付請求書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式による申請書等（第1, 2, 3, 4, 5, 6号様式）の用紙については、当分の間、旧様式を繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表

1 対 象 経 費	2 補助額上限
<p>障がいや障がい者への県民の理解促進に関する次の事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費※及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料</p> <p>ア 県民向け講演会等開催事業 イ 県民向け研修会等開催事業 ウ その他障がいや障がい者理解促進に資すると県が認める事業</p> <p>ただし、参加者のすべて又は大部分が実施団体に所属する者によって構成される事業は除く。</p>	<p>100千円</p>

※食糧費については、講師等登壇者の昼食代・飲料水代等、事業当日に必要な最小限のものに限る。